

2022年7月6日

日本共産党 大橋沙織

日本共産党の大橋沙織です。県議団を代表して討論を行います。

まず、知事提出議案第15号、議案第17号、議案第18号、議案第22号から議案第31号及び議案第32号について、反対の立場で意見を述べます。

議案第15号 公立大学法人福島県立医科大学が徴収する料金の上限の一部変更の認可についてです。これは、紹介状なしに福島医大を受診した際に保険外の負担となる初診料を5,500円から7,700円に引き上げるものです。病院の選択は患者の権利として当然保障されなければなりません。医師や看護師の不足とそれに伴う多忙化など医療を取り巻く課題を解消することは政治の責任ではないでしょうか。

県民生活がますます厳しくなる中で初診料を2,000円以上も引き上げるなど、県民に更なる負担を強いることは認められません。

次に、議案第17号及び第18号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担についてです。私たちが繰り返し指摘しているように、県が全額負担すべきです。市町村負担は義務ではないことから、市町村を応援する広域自治体の県として、相次ぐ災害などで苦しむ市町村の負担撤廃を今こそ決断すべきです。

次に、議案第22号から第31号 訴えの提起についてです。

避難指示区域外から国家公務員宿舎への避難者10世帯に対し、退去と2倍家賃の支払いを求め、民事調停の対応をとらずに即提訴するものです。

本来、一番避難者に寄り添うべき本県が、いっしょに避難者を裁判で訴えるようなことは言語道断です。県がやるべきは、県民である避難者を裁判で訴えるのではなく、真摯に避難者と向き合い必要な支援策を講じることではないでしょうか。新たな県の総合計画のローガンである「だれ一人取り残さず支援する」という立場からも、提訴はやめるべきです。

また、議案第32号 民事調停の申し立てについては、民事調停が不調になれば提訴につながることから認められません。

次に、請願・意見書に対する意見を述べます。

議員提出議案第135号 我が国及び国際社会の平和と安全を確保するための防衛力の抜本的強化を求める意見書についてです。

この意見書は自民党会派から提出されたものですが、県民の批判と全国的な世論を受け修正されたとは言え、本質は何ら変わっていません。

岸田政権は、歴代自民政権が「防衛戦略」の基本としてきた「専守防衛」を投げ捨て、敵基地攻撃能力の保有や、現在の軍事費を2倍以上にする「GDP比2%以上」を念頭にした大幅増額などの大軍拡を行おうとしています。戦争を放棄した憲法のもとで、勝手に敵国を想定して先制攻撃であらゆる中枢機能まで破壊することは許されません。

また、今これだけ物価高で県民が苦しんでいるときに、暮らしのために使ってほしいというのが県民・国民の要求であり、軍事費増額を国に求めることを県民は望んでいません。6月28日付け共同通信調査で、防衛費をどうするのがよいかとの質問に「今のままでよい」が36.3%と前回の調査より4.8ポイント増えています。一方、GDPの「2%までの範囲で増額する」は3.1ポイント減り、34.1%となりました。

4か月以上にも及ぶロシアによるウクライナへの国連憲章違反の侵略戦争に、私たち県民は何度胸をつぶされる思いをしたことでしょうか。ロシアによる侵略、虐殺は絶対に許されてはならない蛮行です。同時に、今回の戦争は、ウクライナの軍備が足りなかったから、軍事費が小さかったから起きたのではなく、外交の失敗によるものです。

「軍事に軍事で向き合えば、必ず危険なエスカレートを生む」、この安全保障のジレンマについて、この間毎日新聞などでも指摘がされています。戦争には必ず前段があり、いざこざを紛争にしない、紛争を戦争にしない徹底した外交努力こそが政治の仕事です。日本は憲法9条を持つ国です、憲法9条を生かした外交努力こそ日本政府に今求められています。

安保法制のもと、アメリカが起こす戦争で集団的自衛権が発動されれば、日本の防衛とは全く関係のない海外の戦地に自衛隊が派遣されることとなります。若い自衛隊員の中には、東日本大震災などの災害時に人命救助で奮闘した自衛隊員の姿を見て「人の命を助けるために」と自衛隊員を志した人もいます。そうした自衛隊員の初心や誇りを傷つけ、命を危険にさらし、さらには日本に戦争の火の粉を呼び込むような、危険な軍備拡張に断固反対の立場を表明するものです。

岸田首相は参院選の党首討論会などで、軍事費の財源について聞かれても何も答えない無責任な態度をとっています。増税か、社会保障削減か、それとも赤字国債の乱発で将来にツケを回すつもりなのか。これが明確にされないまま、軍事費大幅増額を求めるなどあってはなりません。軍事費増額分の5兆円があれば、学校給食費の無償化も大学授業料の無償化も十分実現できます。また、年金受給者全員に年間12万円の追加支給も可能です。長引くコロナの影響や大幅な物価高騰で苦しむ県民の生活を考えるのであれば、こうした施策こそ進めるよう国に求めるべきです。

よって、議案第135号 防衛力の抜本的強化を求める意見書は否決すべきです。

同様の理由から、議案第141号 防衛費の大幅増額中止を求める意見書は可決、請願第120号は採択すべきです。

次に、議案第140号 所得税法第56条の廃止を求める意見書についてです。商店や農家などの自営業は家族全体の労働によって支えられています。しかし、所得税法第56条では

家族従事者への給与の支払いは必要経費と認められておらず、事業主の配偶者や息子など家族従事者は、ローンを組むことも自分名義の車を所有することもできない現状があります。そのため、家業を継ぐことを断念し一般企業に就職する人もおり、事業承継の大きな障壁となっています。全国 11 県と県内では 28 市町村議会が、56 条の廃止を求める意見書を提出しています。今県議会には 1416 人分の署名が提出されており、ジェンダー平等の観点からも賛同してほしいとの要望です。

よって、議案第 140 号は可決すべき、請願第 119 号は採択すべきです。

次に、議案第 143 号 地方公共団体における情報システムの標準化に向けた支援を求める意見書についてです。これは、行政デジタル化を推進しようとするものですが、情報システムの標準化は各自治体の独自施策を困難にし、住民サービスの低下につながるものであり賛成できません。さらに政府は、健康保険証へのマイナンバー義務付けをも進めようとしています。いずれにしても、個人情報の一元管理は国が個人を管理することになり大問題です。また、万が一情報が漏えいした際のリスクが余りにも大きいことは、尼崎市の USB 紛失事件でも明らかです。

よって、議案第 143 号は否決すべきです。

次に、議員提出継続審査議案について意見を述べます。

継続議案第 99 号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書と第 132 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直し中止を求める意見書についてです。政府は、余剰米と米価下落への対策も取らないばかりか、ミニマムアクセス米 77 万トンの輸入もやめていません。さらに「水田活用交付金」の見直しは減反政策に協力してきた農家への裏切り行為であり、自民党内部からも、広範な県民からも、怒りの声が大きく広がっています。

世界的な食糧危機のもと、食料の安全保障がより一層求められている今だからこそ、水田を守るとともに、水田の多面的活用で食料自給率を向上させる農政を実現させることが必要です。

よって、継続議案第 99 号、第 132 号は可決すべき、継続請願第 84 号、第 116 号は採択すべきです。

次に、継続議案第 104 号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を辺野古新基地建設等のための埋め立てに使用しないことを求める意見書についてです。

遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」の具志堅隆松（ぐしけんたかまつ）さんは、「遺骨を含む土砂の使用は、基地建設に対する賛否以前の人道上の問題。沖縄戦では県外から送られた若者も犠牲になった。沖縄だけの問題ではない」と述べ、遺骨混入土砂を埋め立て工事に使わないでほしいと訴え続けています。昨年 10 月時点でも、全国 130 を超える議会が意見書を採択しています。

よって、継続議案第 104 号は可決すべき、継続請願第 88 号は採択すべきです。

次に継続議案第 105 号 北朝鮮のミサイル発射に抗議するとともに、国連憲章と国際法に基づく平和外交を求める意見書についてです。

北朝鮮によるミサイル発射は、国連の安保理決議などに明確に違反し、国際社会の平和と安全に対する深刻な脅威をもたらすものであり、断じて許されません。本県議会でも、2012 年と 2016 年の 2 回、北朝鮮のミサイル発射に抗議する決議をあげています。

当然、継続議案第 105 号は可決すべきです。

次に、継続議案第 115 号 全ての子どもによりよい幼児教育・保育の保障と無償化の拡充を求める意見書について、第 116 号 20 人程度学級を展望した少人数学級の実現を求める意見書について、第 117 号 義務教育諸学校教職員給与費の「義務教育費国庫負担」を 2 分の 1 に復元するとともに制度の充実を求める意見書についてです。

給食無償化や保育の質及び量的拡充、保育士などの職員の処遇改善など、すべての子どもによりよい幼児教育・保育の保障が求められています。

以前から強く要望されていた少人数学級の実現は、コロナの感染拡大防止の観点から、より必要性が高まっています。その実現のためにも、国庫負担金を 2 分の 1 に復元し、必要な教員の配置で子どもたちに最善の教育環境を確保していくことが求められています。

以上の理由から、継続議案第 115 号から第 117 号は可決すべき、継続請願第 104 号から第 106 号は採択すべきです。

最後に、継続議案第 126 号 拙速に ALPS 処理水の海洋放出を行わないことを求める意見書及び第 127 号 東京電力福島第一原子力発電所事故による ALPS 処理水の海洋放出方針撤回と抜本的な地下水対策を求める意見書についてです。

汚染水の海洋放出に関わる事前了解について知事は「技術的な問題であり、県民の理解とは異なる」と述べています。他方、全漁連及び県漁連は引き続き反対の姿勢を示しており、6 月の南相馬市議会では、県に対し「事前了解願いに同意しないよう求める意見書」が 19 対 2 の圧倒的多数の賛成で採択されるなど、県民・国民が納得していないことは明らかです。知事は、この県民の声にこたえて事前了解願いに同意すべきではありません。

知事は、汚染水の海洋放出について自らの態度を示しませんが、県民の代表である県議会は、国・東京電力の「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束を重く受け止め、海洋放出方針の撤回を求めるべきです。

よって、継続議案第 126 号、第 127 号は可決すべき、継続請願第 109 号、第 110 号は採択すべきです。

以上で討論を終わります。